

はたけまるごと活用産地計画の認定等に関する取扱要領

(趣旨)

第1 県は、地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが、規格外品の利活用、貯蔵時の廃棄ロス削減及び流通の効率化等により、収穫物を最大限に活用して収益性の高いサプライチェーンを構築する取組を通じて、競争力の高い園芸産地を形成するために策定した、はたけまるごと活用産地計画（以下、「産地計画」という。）を認定する手続き等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2 産地計画の計画策定主体となるグループとは、別表の要件を満たすものをいう。

2 産地計画とは、前項に定める計画策定主体が策定した計画で、別表の要件を満たし、知事が認定する計画をいう。

(産地計画の認定等)

第3 産地計画の認定を受けようとする計画策定主体は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

3 知事は、産地計画の審査にあたって、はたけまるごと活用産地計画審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置及び審査方法に関しては別に定める。

4 知事は、前項の規定による審査会の開催後速やかに、審査結果を申請者に通知する。

(産地計画の変更等)

第4 第3第4項の規定により認定を受けた計画策定主体（以下、「認定グループ」という。）が、当該認定に係る産地計画を変更しようとするときは、別記様式第2号により知事に申請を行うものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあたっては、この限りでない。

2 認定グループが、産地計画を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、認定を受けた産地計画に虚偽の記載があった場合又は産地計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(支援施策等)

第5 認定グループの構成員は、はたけまるごと活用産地形成事業費補助金を申請することができるものとし、その手続きに関しては、はたけまるごと活用産地形成事業実施要領及び同事業費補助金交付要綱に定める。

(報告及び調査)

第6 認定グループは、認定された産地計画について、各年度の遂行状況を、翌年度の5月20日までに別記様式第3号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受け、産地計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、アドバイザーを派遣するなど、当該グループに対し助言等を行うことができるものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合には、事業の遂行状況等を明らかにするために、認定グループに対し、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月18日から施行する。